

# 食品衛生国保

(食品国保掲示板)

No.140  
平成30年 8月発行

京都市下京区高辻西洞院町801番地3  
マキビル 5F  
電話075-371-1235

京都市食品衛生国民健康保険組合は、去る七月十八日(後四時)から石長松菊園において第百十六回通常組合会を開催しました。平成二十九年度の事業報告及び決算等の四議案について慎重に審議が行われた結果、全会一致で可決されました。

第百十六回組合会は組合役員十四名、定数二十八名、書面表決十四名、理事及び監事八名が出席し開催されました。はじめに体調不良のため欠席の岡本理事長に代わり岡山副理事長が挨拶を述べ、続いて藤井正雄理事長の挨拶と議案の審議に入りました。

議案第一号 平成二十九年度事業報告認定について  
議案第二号 平成二十九年度歳入歳出決算認定について  
議案第三号 平成二十九年度歳入歳出決算剰余金の処分承認について  
議案第四号 平成三十年度補正予算第一号の承認について



## 平成二十九年度組合決算認定

平成二十九年度の事業及び決算について、事務局から報告と説明を行い、上田孝郎監事から監査報告があり、すべての議案が原案通りで可決されました。

被保険者の異動状況については前年度末の世帯数が8,144世帯、被保険者数が1,757名に比べ本年度末は7,744世帯、6,655名となっています。新たに資格取得された方が94世帯1,657名、資格喪失は1,344世帯2,577名です。資格喪失者のうち、後期高齢者医療移行した方は25名です。対前年の増減率は被保険者全体で52%の減少となっており、事業主の高齢化、後継者不在による廃業等が多く、当初の見込みより若干大きくなりました。

特定健診については対象者1,411名に対し、6,677名の受診率がありました。(特定健診2,232名、人間ドック4,444名) 受診率は58.5%であり、前年度より4.2ポイント上回りました。

特定保健指導については対象者1,055名に対し、77名の利用があり、積極的支援1名、実施率は6.7%であり、前年度より4.4ポイント下回りました。特定健診と保健指導ともに実施計画の目標値に達するとの協力・理解の程宜しくお願いいたします。

岡本理事長について  
京都市水産物商業協同組合から岡本理事長は現在療養中のためしばらくの間、理事長職務を休務し、またこの連絡を受けた旨の発言がありました。事務局にも同様の連絡があり、当初は理事長を降後したいとの意思でしたが、各行政諸団体、各協議会並びに金融機関



とができませんでした。三十年度は新たに策定した「第三期京都市食品衛生国民健康保険組合特定健康診査実践計画」に基づき、健康診査率70%を目標としてまいりました。

その他の保健事業についてはインフルエンザ予防接種金の助成事業は251名の申請がありました。山方面で健康ウォーキングが台風のため中止となりました。

財政報告については、平成二十九年度歳入計画計6,244,407円、歳入実績は1,411,835円、3,077円あり、単年度収支では▲1,057,990円、1,077円となります。

組費、医療保険制度は新たな取り組みも増え、目下、平成二十九年度より、マイナンバー制度も本稼働し、当国保組合にとつて人的な確保は勿論、財政的にも大変厳しい状況下で置かれています。組合員の皆様、そのご家族の皆様、健康を守るため、ご留意努力を、してまいり、その協力・理解の程宜しくお願いいたします。

関係の届出にも時間がかかり、また次期理事長になる者の準備も来ていないため、当面の間、理事長名義はそのまま、職務は代行者が事務局が行うことになりました。このことに伴い、岡本理事長自ら岡山副理事長に依り理事職務の代行を行うよう、理事職務を全事務局長として、理事職務を全

平成29年度 京都市食品衛生国民健康保険組合歳入歳出決算

歳入	収入済額(円)	歳出	支出済額(円)
国民健康保険料	173,225,200	組合会費	816,481
国庫支出金	287,507,158	総務費	50,799,228
前期高齢者交付金	5,038,382	保険給付費	332,246,822
府支出金	3,080,000	後期高齢者支援金	94,104,019
市町村支出金	1,362,000	前期高齢者納付金	366,962
共同事業交付金	8,125,000	老人保険拠出金	2,436
財産収入	462,204	介護納付金	52,943,135
寄付金	0	共同事業拠出金	22,778,532
繰入金	0	保健事業費	24,778,830
繰越金	141,835,307	基金積立金	83,564
諸収入	3,772,034	諸支出金	9,442,076
		予備費	0
歳入合計	624,407,285	歳出合計	588,362,085

に銀行決裁や書類送達、岡山理事長代行の都合に合わせて日程等を調整し、協議会や他組織の総会の出席業務については事務局で代務できるような最大限バックアップの調整を図るとしてまいりました。

歳入歳出差引残額 36,045,200円  
翌年度へ繰越 36,045,200円

京都市食品衛生国民健康保険組合

「平成30年度事業所調査及び保険料決定に関する調査」について  
★期日が過ぎています。未提出の方は早急に提出してください。

毎年のご協力ありがとうございます。本年も締切を6月30日としています。しかし現在、まだ一部の書類が未提出となっている事業所様がございます。食品国保は公的医療保険制度の一翼を担う公法人です。その社会的責任を果たすため、健全な事業運営と組織基盤の強化を常に図りながら求められております。

この調査は加入者情報の確認等、加入資格の適正化を図る観点から非常に大切な調査となっております。当組合にとっても最重要調査と位置付けております。また保険料決定に関する調査ですが、このまま書類の提出がされないといく月からの保険料も最高額となります。

未提出の方は早急に提出してください。

平成30年度「所得調査」について  
この度厚生労働省から全国の国保組合に対し「国民健康保険組合の被保険者に係る地方税法の規定による市町村民税の課税標準額の調査」を実施するよう通知がありました。

この調査は「所得調査」と呼ばれ、各国保組合の被保険者の所得水準に応じた国庫補助額(補助金)を適切に算定することを目的とした極めて重要な調査です。

この調査の結果が今後の国庫補助額の算定に反映されるため、調査にご協力いただけないと国庫補助額が削減され、その分を皆様方の保険料の値上げをすることで補填しなければなりません。

事業主・従業員・そのご家族の皆様には調査の趣旨をご理解いただき全面的にご協力をお願いいたします。

●調査の対象者  
平成30年5月1日現在の食品国保被保険者(従業員とその家族も含めた加入者全員)

●調査の内容・方法  
①厚生労働省の調査要領に基づき、マイナンバーを利用した情報連携により情報提供ネットワークシステムから調査対象者の課税標準額を取得します。(※ご本人からの書類の提出と同量は必要ありません。)

②上記①において所得が「未申告」の場合、課税標準額の取得ができないため、市町村へ所得の申告をしていただく必要が生じます。

③所得の申告が必要な方については食品国保事務局から事業主様と各組合員様へお電話いただくよう連絡します。(該当された方には別途詳細な連絡を致します。)

※健康保険料の照会について  
電話等による保険料の問い合わせについては、個人情報の保護、組合コンプライアンス規定に従いまして一切お答えはできません。

原則、保険料計算は、納入告知書の領収書中ほどの保険料明細欄をご覧ください。

また、保険料計算や不明点のある場合は「国民健康保険料確認書交付請求書」を記入の上、窓口へ提出して下さい。(後日のお渡しになります。)

なお、提出後の確認書は、窓口でのお渡しのみになります。(※確認書にお名前前は明記できません。)

適用区分	外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
年収約1160万円～ 課税標準額約60万円以上	57,600円	80,100円 +(医療費-57,600)×1% <多数回 44,400円 ※2>
年収約770万円～約1160万円 課税標準額約70万円 課税標準額約50万円以上	14,000円	57,600円 <多数回 44,400円 ※2>
年収約370万円～約770万円 課税標準額20～50万円 課税標準額約45万円以上	8,000円	24,600円 15,000円
年収156万円～約370万円 課税標準額26万円以下 課税標準額約145万円未満(※1)	8,000円	24,600円 15,000円

「<所属団体の交付金について来年から変わります>  
現在、国保組合から所属団体に支給している「所属団体交付金」ですが、交付金額により年4回の支給と年1回の支給に分類しております。

来年4月より、年4回支給の団体については年2回に変更させていただきます。年々、組合員数も減少しており、支給金額もそれに伴い減少してきています。また、来年10月からの予定されている消費増税による、備品経費や郵送費の値上げも懸念しております。

尚、計算方法等については、従来通り変更はありません。ご理解の程宜しくお願いたします。

<現在>	1. 四半期	2. 四半期	3. 四半期	4. 四半期
計算対象	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
支給月	4月	7月	10月	1月

<改正後>	1. 四半期	2. 四半期	3. 四半期	4. 四半期
計算対象	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
支給月	10月	10月	4月	4月

保険料その他の徴収金を納付しない者があるときは、支給を遅らせることや、または交付金を充当することがあります。

特定健診→9月末・人間ドック→12月末までに受診して下さい  
期限を過ぎると受診できません。  
特に人間ドックの受診は秋から年末にかけてはどの健診機関も大変込み合い、予約が取れない様な状況です。  
年内(12月末)までの受診完了が補助の対象になります。健診機関への予約完了が年内(12月末)ではありませんので、ご注意ください。

事務局の休務のお知らせ  
8月14日(火)、15日(水)、16日(木)はお盆休みで休務します。お届け等がある場合は、お早めにお願致します。

70歳～74歳の方へ  
高額医療制度改正のお知らせ  
平成30年8月から、70歳以上の方の上限が変わります  
平成30年8月から、医療保険制度改正により、70歳～74歳の方の高額療養費の自己負担限度額が下記のように変更になります。  
なお、70歳～74歳の低所得者の方、70歳未満の方の自己負担限度額に変更はありません。

見直し前(平成30年7月診察分まで)	見直し後(平成30年8月診察分から)														
<table border="1"> <tr> <th>適用区分</th> <th>外来 (個人ごと)</th> <th>ひと月の上限額 (世帯ごと)</th> </tr> <tr> <td>年収約1160万円～ 課税標準額約60万円以上</td> <td>57,600円</td> <td>80,100円 +(医療費-57,600)×1% &lt;多数回 44,400円 ※2&gt;</td> </tr> <tr> <td>年収約770万円～約1160万円 課税標準額約70万円 課税標準額約50万円以上</td> <td>14,000円</td> <td>57,600円 &lt;多数回 44,400円 ※2&gt;</td> </tr> <tr> <td>年収約370万円～約770万円 課税標準額20～50万円 課税標準額約45万円以上</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円 15,000円</td> </tr> <tr> <td>年収156万円～約370万円 課税標準額26万円以下 課税標準額約145万円未満(※1)</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円 15,000円</td> </tr> </table>	適用区分	外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)	年収約1160万円～ 課税標準額約60万円以上	57,600円	80,100円 +(医療費-57,600)×1% <多数回 44,400円 ※2>	年収約770万円～約1160万円 課税標準額約70万円 課税標準額約50万円以上	14,000円	57,600円 <多数回 44,400円 ※2>	年収約370万円～約770万円 課税標準額20～50万円 課税標準額約45万円以上	8,000円	24,600円 15,000円	年収156万円～約370万円 課税標準額26万円以下 課税標準額約145万円未満(※1)	8,000円	24,600円 15,000円
適用区分	外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)													
年収約1160万円～ 課税標準額約60万円以上	57,600円	80,100円 +(医療費-57,600)×1% <多数回 44,400円 ※2>													
年収約770万円～約1160万円 課税標準額約70万円 課税標準額約50万円以上	14,000円	57,600円 <多数回 44,400円 ※2>													
年収約370万円～約770万円 課税標準額20～50万円 課税標準額約45万円以上	8,000円	24,600円 15,000円													
年収156万円～約370万円 課税標準額26万円以下 課税標準額約145万円未満(※1)	8,000円	24,600円 15,000円													

 | 適用区分   | 外来<br>(個人ごと) | ひと月の上限額<br>(世帯ごと)                              | |--|--------------|--| | 年収約1160万円～<br>課税標準額約60万円以上                         | 57,600円      | 252,600円+(医療費-842,000)×1%<br><多数回 140,100円 ※2> | | 年収約770万円～約1160万円<br>課税標準額約70万円<br>課税標準額約50万円以上     | 14,000円      | 167,400円+(医療費-558,000)×1%<br><多数回 93,000円 ※2>  | | 年収約370万円～約770万円<br>課税標準額20～50万円<br>課税標準額約45万円以上    | 8,000円       | 80,100円+(医療費-267,000)×1%<br><多数回 44,400円 ※2>   | | 年収156万円～約370万円<br>課税標準額26万円以下<br>課税標準額約145万円未満(※1) | 8,000円       | 18,000円<br>年間上限<br>1,474,000円                  | |

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合、(「旧たし書簿」の合計額が210万円以下の場合も含みます。)  
※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

おめでとうございます! 春の叙勲、受章!!  
国家または公共に対し功労のある方に授与される平成30年春の叙勲受章者が内閣府から発表されました。  
当組合からは京都市水産物商業協同組合理事長の岡本勲さんが水産物流通振興の功績により旭日双光章を受章され、右京米穀小売組合の岡部芳治さんが京都市右京消防副団長として長年地域の消防に貢献されたことにより瑞宝単光章を受章されました。

我々、組合員一同、この受章を心からお慶びし、その栄誉を讃えるとともに、今後の一層のご活躍を祈念したいと思います。



岡部芳治さん



岡本勲さん



**【第二期特定健康診査等実施計画】及び「第二期データヘルス計画」を策定**

平成30年～35年の6年間を計画年度とし、第一期データヘルス計画及び第一期特定健康診査等実施計画を策定しました。最終目標年度である平成35年度の目標値は、特定健康診査70%、特定保健指導30%です。これらの計画はKDB(国保データベースシステム)の活用を基本とし、特定健康診査の結果やレポートデータ等から食品国保組合の被保険者の皆様の健康の課題を整理し、その解決に向けた取組を計画し、定期的に見直しを行うものです。その中で健康診査者と健康診査受診者で比較した場合、どちらとも健康診査者が未受診者に対して低い値となっています。また、特定健康診査の各種数値を他の被保険者と比較すると、メタボ予備軍の割合が高い傾向にあり、肥満、高血圧、高脂血症、糖尿病等の生活習慣病の引き金の改善への取組が大切であることが明らかになっております。被保険者の皆様自ら健康診査によって自身の健康状態を自覚し、生活習慣を振り返り、返る心掛けが大切と考えます。また医療費適正化の推進として、後発医薬品の差額通知を行っており、これらでの取り組みで利用率向上傾向であることが日増しに80%には更に利用促進が必要であり、利用促進により医療費の増加を抑えることができると考えられます。この計画全体は食品国保に備えてあり、ご希望の方は食品国保までご連絡下さい。

**インフルエンザ予防接種助成制度**

食品国保では被保険者の皆様がインフルエンザに罹らぬよう、またもし罹っても重症化を防げるよう、インフルエンザ予防接種料金の助成事業を行っています。今年度も接種された被保険者1名につき2,000円を上限に助成する予定です。医療機関の領収書は必ず保管しておいてください。

助成の対象（医療機関領収書の領収日）：平成30年11月1日～平成31年1月31日 ※この期間以外のもは対象となりません。  
申請期限：平成31年1月31日食品国保必着

例年、対象期間外の領収書による申請や申請期限後の申請がありますが、一切助成金のお支払いはできませんのでご注意ください。詳しくは9月末頃にご案内を送付します。

**熱中症の予防と対策**

- ・水分をまめに、塩分を適量と取りましよう。
- ・外で活動するときは帽子や日傘で直射日光をよけ、こまめ休憩をとらましよう。
- ・エアコンと扇風機を適度に使い日々くすりとお風呂をこまめに使おう。

平成二十九年歳入歳出予算補正  
第一号の承認について

平成二十九年歳入歳出予算の総額にそれぞれ64,455,000円を減額し、歳入歳出をそれぞれ681,486,000円とする。

平成二十九年歳入歳出決算剰余金の処  
分案の承認について

平成二十九年歳入歳出決算剰余金 36,045,200円  
平成三十年歳繰越金 36,045,200円  
議案第四号 平成三十年歳補正予算(第一号)の承認について

**第1表 歳入歳出予算補正**

歳入	補正前の額	補正額	計
款	千円	千円	千円
45.繰越金	100,500	△64,455	36,045
5.繰越金	100,500	△64,455	36,045
補正しない予算費目	645,441	—	645,441
歳入合計	745,941	△64,455	681,486

**歳出**

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15.保険給付費	5.療養諸費	365,308	△31,365	333,943
17.後期高齢者支援金等	5.後期高齢者支援金等	103,795	△33,165	70,630
23.共同事業拠出金等	10.共同事業負担金	18,007	75	18,082
	10.共同事業負担金	4,680	75	4,755
補正しない予算費目		214,118	—	214,118
歳入合計		745,941	△64,455	681,486

**★事業主さんへお願い!**

**★保険証の回収を!**  
食品国保を脱退しているのに保険証を返さず使用したときは、食品国保が負担した医療費(7割)9割分を、事業主に請求いたします。特に従業員が退職するときは、まず「保険証の回収」をしてください。

**★手続きは必ず十四日以内に!**  
家族の異動、従業員の加入や住所を変更したときは必ず十四日以内に届け出をしてください。届け出が遅れると医療費が全額自己負担になるなど、大きな経済的負担を被るようになります。

**★保険証をなくしたときは必ず届け出を!**  
盗難等や保険証を紛失してしまったら、悪用される可能性がありますので、すぐに警察と食品国保に届け出てください。

**★交通事故にあったときは必ず食品国保へ連絡して!**  
連絡がなく、食品国保の保険証を使用した場合は、保険診療を認めることができません。加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなりますのでご注意ください。

**★法人事業所になったときは必ず届け出を!**  
法人事業所は年金事務所の適用除外承認が必要となります。この手続きをされない場合は食品国保に残りません。

**★廃業したときは、必ず届け出を!**  
税務署や保健所に廃業届を出されたときは国保組合にも届け出をしてください。

**被保険者の状況 年間平均**

ア. 世帯数	789 (介護2号被保険者世帯数)	523
イ. 被保険者数	1,693 (介護2号被保険者数)	764
	前期高齢者	330 未就学児 71
ウ. 1世帯当り被保険者数	2.15	

**医療費の状況**

国民健康保険の医療費		件数	24,475
		金額	412,665,601
		1人当り	243,748

[前年度 239,397.1人当り]

**被保険者の増減内容**

増	減	社保離脱	生保廃止	出生	その他	計
11	31	0	0	11	143	165
		社保加入	生保開始	死亡	その他	計
		31	0	4	222	257

**年間平均保険料額**

1世帯当り調定額	(医療分) 172,965円	(介護分) 31,683円	(後期支援金分) 25,583円
1人当り調定額+収納額	(医療分) 80,608円	(介護分) 21,689円	(後期支援金分) 11,922円

**保険料(医療分十後期支援金)が保険給付費(※後期高齢者支援金等を含む)に占める割合**

年度	保険料	医療給付費	割合(%)
27	179,935,900	487,714,464	36.89
28	168,905,200	449,811,432	37.55
29	156,654,700	425,055,919	36.86

**保険給付費支給決定状況**

区分	決定額	1人当り	前年度1人当り
保険給付費	332,246,822	196,247	190,885
後期高齢者支援金	94,104,019	55,584	54,327
前期高齢者納付金	366,962	217	37
老人保健拠出金	2,436	1	2
介護納付金	52,943,135	69,297	56,789
合計	479,663,374	283,322	270,456

**補助金の受入状況**

国庫支出金・交付金	交付額 284,008,646円
府・市支出金	府補助 3,080,000円 市補助 1,362,000円 計 4,442,000円

**国民健康保険の医療給付**

区分	件数	日数	金額(費用額)	1人当り
診療費	188	1,792	117,894,000	
入院費	12,864	19,518	164,963,658	
歯科	3,517	6,330	42,137,900	
小計	16,569	27,640	324,995,558	
調剤	6,156	(7,590回)	72,206,190	
食事療養費	(169)	(4,128回)	2,743,289	
施設療養費	(0)	(0)	0	
通所	(0)	(0)	0	
計	0	0	0	
訪問看護	28	107	1,340,670	
計	22,753	27,747	401,285,707	
療養費	1,722	—	11,379,894	
合計	24,475	—	412,665,601	243,748

(年間平均 1,693人)

**1人当り費用額(全体)**

年度	入院(円)	入院外(円)	歯科(円)	計(円)	前年比指数(%)
25	87,777	108,592	24,260	220,630	111.3
26	60,551	106,020	23,538	190,109	86.2
27	59,720	100,893	23,273	183,887	96.7
28	65,183	101,728	25,132	192,043	104.4
29	71,257	97,439	24,889	193,585	100.8

**1人当り費用額(前期高齢者)**

年度	入院(円)	入院外(円)	歯科(円)	計(円)	前年比指数(%)
25	684,483	13,894	12,805	22,424	109.9
26	582,322	13,632	12,485	19,465	86.8
27	543,159	12,996	12,226	18,808	96.6
28	604,753	13,329	12,597	19,727	104.9
29	641,688	12,824	11,981	19,780	100.3

**前期高齢者の医療給付(65歳～74歳)**

区分	件数	日数	金額(費用額)	1人当り
診療費	69	622	58,555,380	
入院費	4,223	6,782	58,179,220	
歯科	944	1,844	12,330,860	
小計	5,236	9,248	129,065,460	
調剤	2,049	(2,558回)	34,563,090	
食事療養費	(67)	(1,551回)	1,041,956	
施設療養費	(0)	(0)	0	
通所	(0)	(0)	0	
計	0	0	0	
訪問看護	0	0	0	
計	7,285	9,248	164,670,506	
療養費	422	—	3,105,569	
合計	7,707	—	167,776,075	508,412

(年間平均 330人)

**1人当り費用額(前期高齢者)**

年度	入院(円)	入院外(円)	歯科(円)	計(円)	前年比指数(%)
25	205,856	238,354	38,452	527,663	141.5
26	140,994	223,596	34,952	399,542	75.7
27	110,532	185,483	34,812	330,827	75.7
28	133,422	172,319	36,253	341,994	103.4
29	180,598	176,301	37,366	394,265	115.3

**1人当り費用額(前期高齢者)**

年度	入院(円)	入院外(円)	歯科(円)	計(円)	前年比指数(%)
25	867,301	17,673	13,356	31,682	135.9
26	666,654	17,227	12,896	25,127	79.3
27	567,671	14,739	12,441	21,238	79.3
28	639,744	13,277	13,000	21,407	100.8
29	863,730	13,777	13,062	24,849	116.1